



Hiệp Hội Doanh Nghiệp Nhật Bản tại Việt Nam
Phòng 605, Tòa nhà Mặt Trời Sông Hồng, 23 Phan Chu Trinh,
Hoàn Kiếm, Hà Nội
Tel: 84-4-2220-9907 Fax: 84-4-2220-9909
Email: jbvav-info@jbav.vn

The Japan Business Association in Vietnam
Room 605, Sun Red River Bldg., 23 Phan Chu Trinh St.,
Hoan Kiem Dist., Hanoi
Tel: 84-4-2220-9907 Fax: 84-4-2220-9909
Email: jbvav-info@jbav.vn

番号 : 04/2018JBAV-JBAH 号

ハノイ、2018年02月06日

(要望書) 社会保障協定の締結を求める

ベトナム社会主義共和国

首相府 御中

国会・社会問題委員会 御中

司法省 御中

労働・傷病兵・社会省 御中

保健省 御中

日本国

在ベトナム日本国大使館 御中

近年、ベトナムへの日本企業の進出が著しく増加する中、ベトナムでの日系企業の事業環境整備は益々重要性が高くなっている。

このような中、ベトナム政府が改正した新しい社会保険法（法律番号58/2014/QH13号）では、外国人労働者も強制社会保険への加入対象とされ、2018年1月1日より社会保険料の納付が義務化されることとなった。これは日本人労働者が日本で公的社会保険に加入済みの場合には保険料の二重負担を強いるものであり、企業にとって大きな負担となるものである。また、進出日系企業の雇用主負担の増加にもなり、ビジネス環境の悪化につながる、日本からの投資・進出にマイナスの影響を与えるものでもある。

日本では、2011年6月に（社）日本経済団体連合会、（社）日本在外企業協会及び（社）日本貿易会が連名で「社会保障協定に関する要望」を日本政府に提出し、また、日本政府も現在までに17か国との間で社会保障協定を発効し、4か国と署名済み、3か国と交渉中である。このように、公的社会保険料の二重払いの回避あるいは現地法人に採用されて働く日本人の年金受給資格上の配慮（期間通算）をする取組が進められている。

ベトナムにおいても同様に二重払いの回避・現地採用日本人の年金通算が今後必要となる。進出企業数の増加も鑑み、ベトナムがドイツ、韓国とも交渉を進めている二国間社会保障協定の交渉をベトナム発展に向けてのパートナーである日本とも進め





Hiệp Hội Doanh Nghiệp Nhật Bản tại Việt Nam
Phòng 605, Tòa nhà Mặt Trời Sông Hồng, 23 Phan Chu Trinh,
Hoàn Kiếm, Hà Nội
Tel: 84-4-2220-9907 Fax: 84-4-2220-9909
Email: jbav-info@jbav.vn

The Japan Business Association in Vietnam
Room 605, Sun Red River Bldg., 23 Phan Chu Trinh St.,
Hoan Kiem Dist., Hanoi
Tel: 84-4-2220-9907 Fax: 84-4-2220-9909
Email: jbav-info@jbav.vn

ていただき、日越双方の政府において速やかに「日越社会保障協定」（仮称）の早期締結を願いたい。

ベトナム日本商工会 会長


for 本村篤人
辛島 裕
(ホーチミン日本商工会代理署名)

写)

計画投資省・外国投資庁

外務省・北東アジア局

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

一般社団法人 日本貿易会 御中

一般社団法人 日本在外企業協会 御中

ホーチミン日本商工会

ダナン日本商工会

